

新富町男女共同参画計画

【平成 25 年度～29 年度】



平成 25 年 3 月
新 富 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
(1) 新富町の動き	3
(2) 国内外の動き	3
(3) 社会情勢の変化	5
3 計画の位置づけ	8
4 計画の期間	8
第2章 計画の基本的考え方	9
1 計画の基本理念	10
2 計画の基本目標	10
3 計画の体系	11
第3章 計画の内容	13
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり	14
重点施策1 男女共同参画の理解の推進	14
重点施策2 男女共同参画教育・学習の推進	17
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	19
重点施策3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	19
重点施策4 家庭と仕事の両立支援体制の整備	21
重点施策5 地域社会における男女共同参画の推進	23
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるための生活づくり	25
重点施策6 男女共同参画の考えに基づいた福祉環境の整備	25
重点施策7 生涯にわたる健康支援	27
重点施策8 男女の人権の尊重	28
第4章 計画の推進体制	31
1 計画の推進	32
(1) 庁内推進体制の充実と強化	32
(2) 町民、事業所、各種団体等との連携	32
(3) 国、県、近隣市町村との連携	32
2 推進体制図	32

資 料

- 男女共同参画社会基本法
- 第3次男女共同参画基本計画の概要
- 新富町男女共同参画推進懇話会設置要綱
- 新富町男女共同参画推進委員会設置要綱
- 新富町男女共同参画に関する住民意識調査（平成24年度）アンケート調査の概要



はじめに

新富町長 土屋良文

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済的格差の増大、家族形態の多様化などの社会・経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を形成していくためには、男女がお互いの人権を尊重しあい、一人ひとりの個性や能力を自由に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが極めて重要であります。

本町においても、男女共同参画社会づくりを総合的かつ効果的に進めていくため、このたび「新富町男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、町民への男女共同参画に関するアンケートを実施し、本庁内の新富町男女共同参画推進委員会、町民構成の新富町男女共同参画推進懇話会においてご審議いただき、地域の特性を考慮し、また防災・災害対策を含めさまざまな分野における男女共同参画の推進を図る計画といたしました。

本計画は、行政の施策や運営を「男女共同参画社会の形成」という新たな視点からまちづくりの展開を図る指針ともなるものです。

今後は、本計画に基づき「町民が主役」となって、「町民と町とが協働」し、家庭、職場、地域で男女がともに協力し、お互いを尊重し合うまちを目指し「キラリと輝く元気な新富町」の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました新富町男女共同参画推進懇話会の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

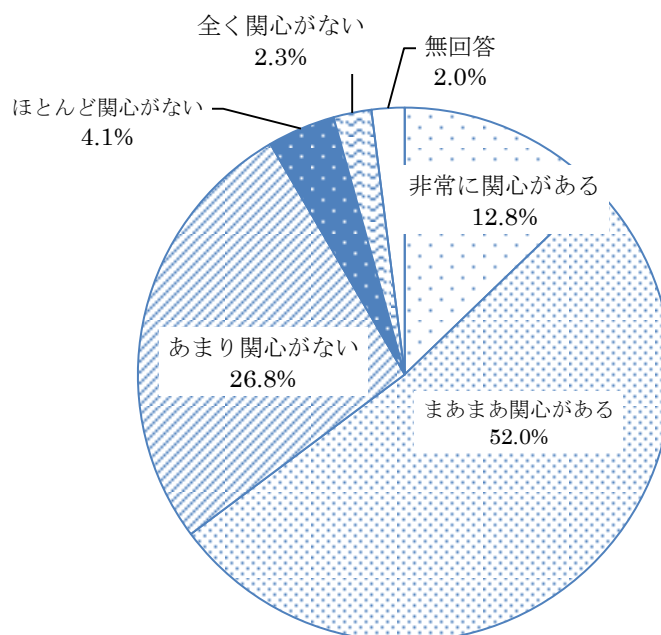
国は「男女共同参画社会基本法」を平成11年に制定し、男女共同参画社会の実現は21世紀わが国社会を決定する最重要課題と位置づけています。また、県においては「みやぎ男女共同参画プラン(2次)計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われています。

本町において平成24年11月に実施した「新富町男女共同参画に関する町民意識調査(以下、平成24年度町民意識調査)の結果では、男女平等や女性の地位向上について関心があるかとの問いに対し、「非常に関心がある」「まあまあ関心がある」との回答が64.8%であり関心を持っている人の割合が高いことがわかりました。一方、「家庭の場」「職場」「学校教育の場」「地域社会」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」などの各分野における男女平等感の問いに対しては、女性ではすべての分野において男性優遇感を持つ人の割合が半数を超え、依然として男性と女性の役割を固定化する意識や社会慣行が根強く存在することが明らかになりました。

このようなことから、一人ひとりが個人として尊重され、男女が対等な構成員としてあらゆる分野における能力を発揮することができる男女共同参画社会形成のための取り組みが急務であるといえます。

本町においては、「新富町第5次長期総合計画」と国や県の法制、計画との整合性を図りながら、「キラリと輝く元気な新富町」～元気に、安全に、安心して暮らせる豊かな町～を目指し、町民と行政が協働して男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

男女平等や女性の地位向上に対する関心について



資料：新富町男女共同参画に関する町民意識調査（平成24年度）

2. 計画策定の背景

(1) 新富町の動き

本町では、平成24年8月、本町における男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するための庁内本部として「新富町男女共同参画推進委員会」を設置し、推進体制を整備しました。

平成25年2月には、男女共同参画計画に関する審議及び進捗状況の評価、その他男女共同参画社会の実現に向けた事項に関する提言を住民の立場から行う「新富町男女共同参画推進懇話会」を設置しました。

また、男女共同参画に関する町民の意見や実態等を把握し、今後の男女共同参画行政の施策に反映させていくため、平成24年11月に「新富町男女共同参画社会に関する町民意識調査」を実施しました。この調査結果を踏まえて、期間計画を平成25年度からの5年間とする新富町男女共同参画計画を策定しました。

(2) 国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県・新富町の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画本部設置	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)			宮崎県婦人関係行政連絡会議(現：宮崎県男女共同参画推進会議)設置
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		県に青少年婦人課を設置し、婦人担当を配置
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	女子差別撤廃条約署名	宮崎県婦人問題懇話会設置
1981年 (昭和56年)			第三次総合計画長期計画に「婦人対策の推進」を加える
1982年 (昭和57年)			婦人に関する施策の方向-婦人行動計画-を策定
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催(ナイロビ) 婦人の地位向上の為にナイロビ将来戦略採択	女子差別撤廃条約批准	
1986年 (昭和61年)		男女雇用機会均等法施行	
1987年 (昭和62年)		西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	「男女共同参画社会を築くための宮崎女性プラン」策定
1991年 (平成3年)		西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定	第四次総合長期計画に「男女共同参画社会づくりの推進」を位置づける みやざき女性交流活動センター設置
1992年 (平成4年)		育児休業法施行	「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」策定

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県・新富町の動き
1993年 (平成5年)	国連世界人権会議(ウィーン) ウィーン宣言及び行動計画採択		
1994年 (平成6年)		総理府に男女共同参画室及び 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催(北京) 北京宣言及び行動綱領採択	育児休業法改正 (介護休暇制度の法制化)	
1996年 (平成8年)		男女共同参画2000年プラン策 定	
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 介護保険法公布	「ひむか女性プラン」策定
1999年 (平成11年)		改正男女雇用機会均等法施行 改正育児・介護休業法施行 男女共同参画社会基本法公布 施行	
2000年 (平成12年)	国連特別総会女性2000年会議 (ニューヨーク) 政治宣言と北京宣言及び行動 綱領実施のための更なる行動 と「インシアティブ」に関する文書採択	男女共同参画計画策定	
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 内閣府男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律公 布、施行	宮崎県男女共同参画センター設置
2002年 (平成14年)			みやざき男女共同参画プラン策定
2003年 (平成15年)		次世代育成支援対策推進法公 布、一部施行 少子化対策基本法公布、施行	宮崎県男女共同参画推進条例施行 宮崎県男女共同参画審議会設置
2004年 (平成16年)		配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律改 正、施行	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会 合開催(ニューヨーク)	男女共同参画基本計画(第2次) 閣議決定 改正育児・介護休業法施行	
2007年 (平成19年)		改正男女雇用機会均等法施行	「みやざき男女共同参画プラン(改定 版)」策定
2008年 (平成20年)		配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律改 正、平成21年施行	
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合開催 (ニューヨーク) APEC女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合(東京)	改正育児・介護休業法施行 第3次男女共同参画基本計画閣 議決定	
2012年 (平成24年)			「第2次みやざき男女共同参画プラ ン」策定 新富町男女共同参画推進委員会設置 新富町男女共同参画推進懇話会設置 新富町男女共同参画計画策定
2013年 (平成25年)			

(3) 社会情勢の変化

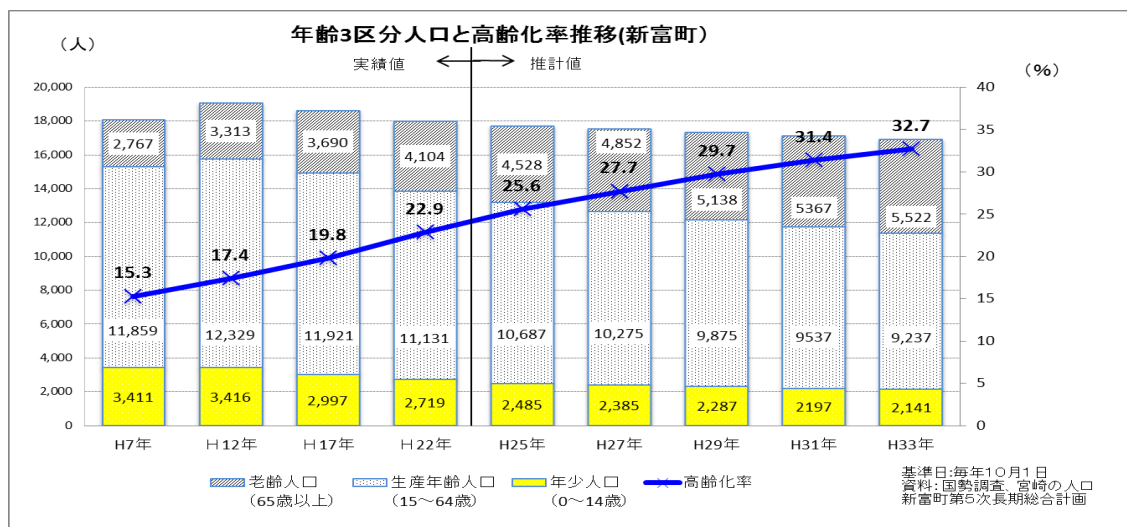
ア 人口減少・少子高齢化の進展

本町の総人口は平成15年以降年々減少しており、平成33年には約16,900人と推計されます。また、年齢3区分別人口を見ると、年少人口(0歳から14歳)及び生産年齢人口(15歳から64歳)は減少し、65歳以上の高齢人口の割合(高齢化率)は、平成31年には30%を超え、その後も増加していくことが予測されます。

一方、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す「合計特殊出生率」は、新富町では平成15年～平成19年で1.55と宮崎県の値とほぼ同じで、全国平均の1.39よりやや高い水準ではありますが、少子化が進行していることには変わりありません。

平成22年の国勢調査によると、新富町の未婚率は県内で男女ともに高く、晩婚化や未婚率の上昇も少子化の一因と考えられます。

人口減少、少子高齢化が進展する中、生産力の低下や家庭、社会における扶助、負担のバランスの不均衡は地域の活性化や地域コミュニティなどの社会構造にも与える影響が懸念されています。多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するために、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。



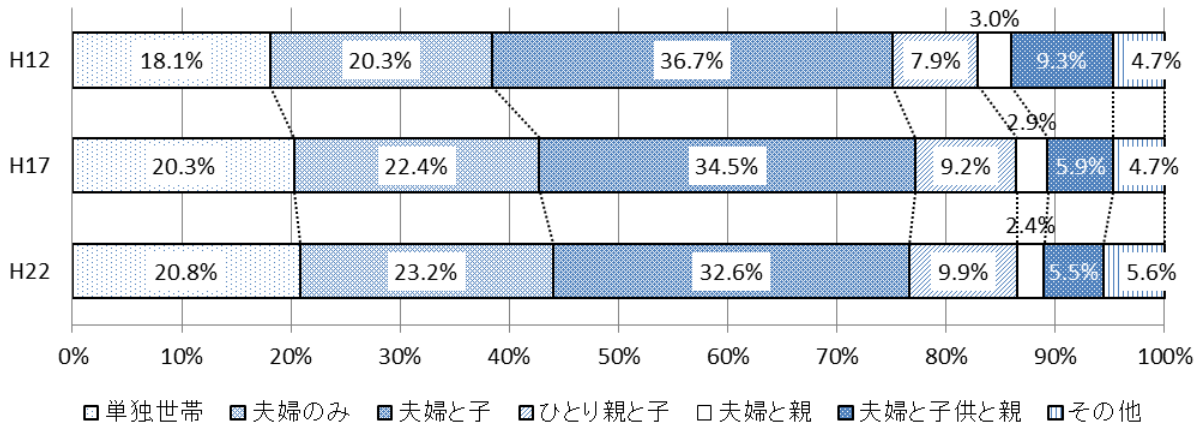
イ 家族形態や地域社会の変化

本町の家族構成は、「夫婦と子ども」の世帯は減少傾向で「単独世帯(一人暮らし世帯)」や「ひとり親世帯」が増加してきています。また、平成24年度町民意識調査の結果、家庭内の役割分担について「家事」「育児」「学校行事」で妻が主に行うと回答している割合が高く、結婚や出産、育児・子育てが男性よりも女性の働き方に大きく影響していることが伺えます。

このような中、男女がともに仕事と家庭生活や地域活動を両立し、仕事と生活の調和(※ワーク・ライフ・バランス)を実現できるよう、多様でかつ柔軟な働き方を選択できる環境づくりを進めていく必要があります。

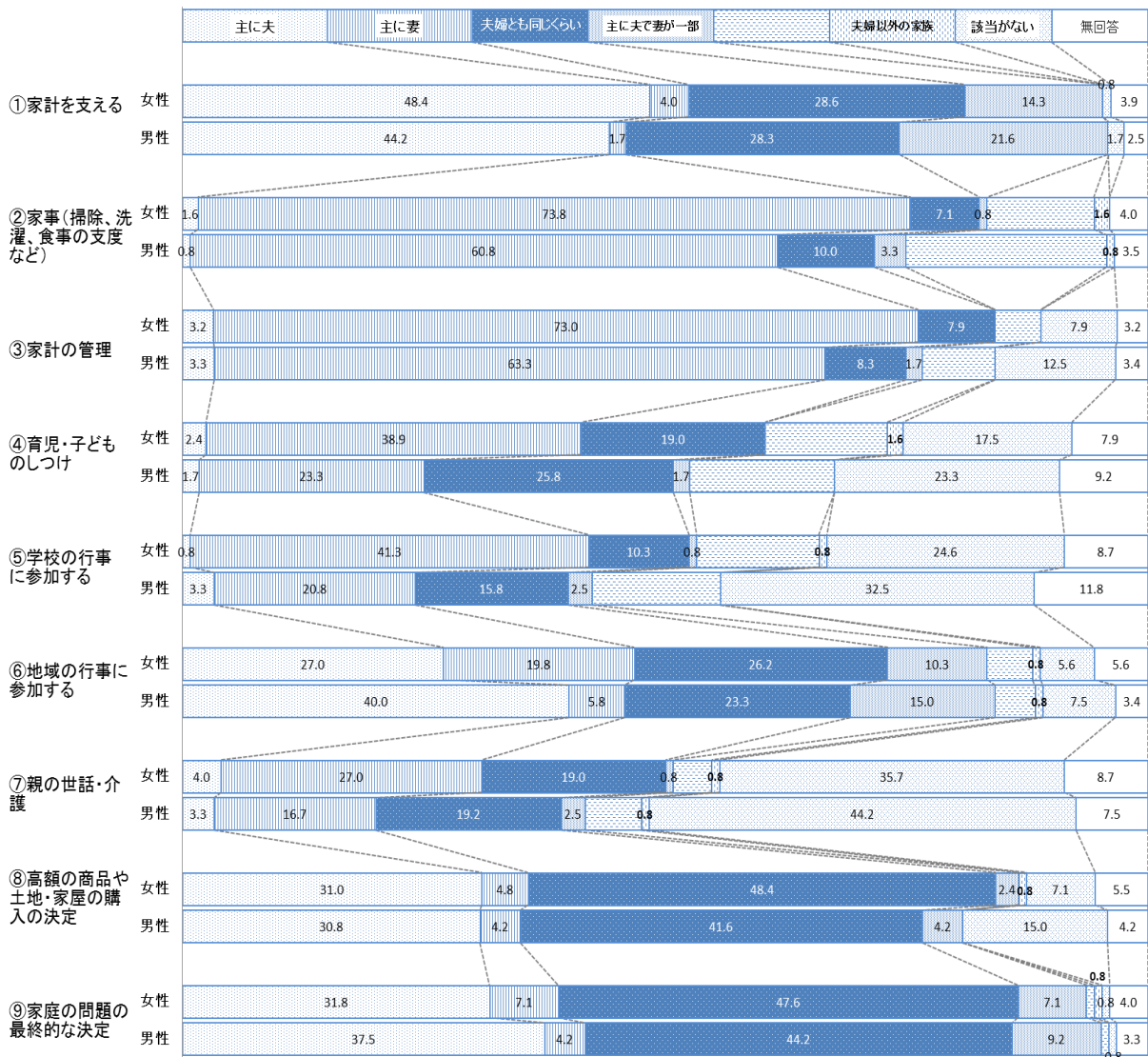
※ワーク・ライフ・バランス:国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

世帯の家族類型別割合の推移(新富町)



資料：国勢調査

男女別家庭内での夫婦の役割分担意識(新富町)

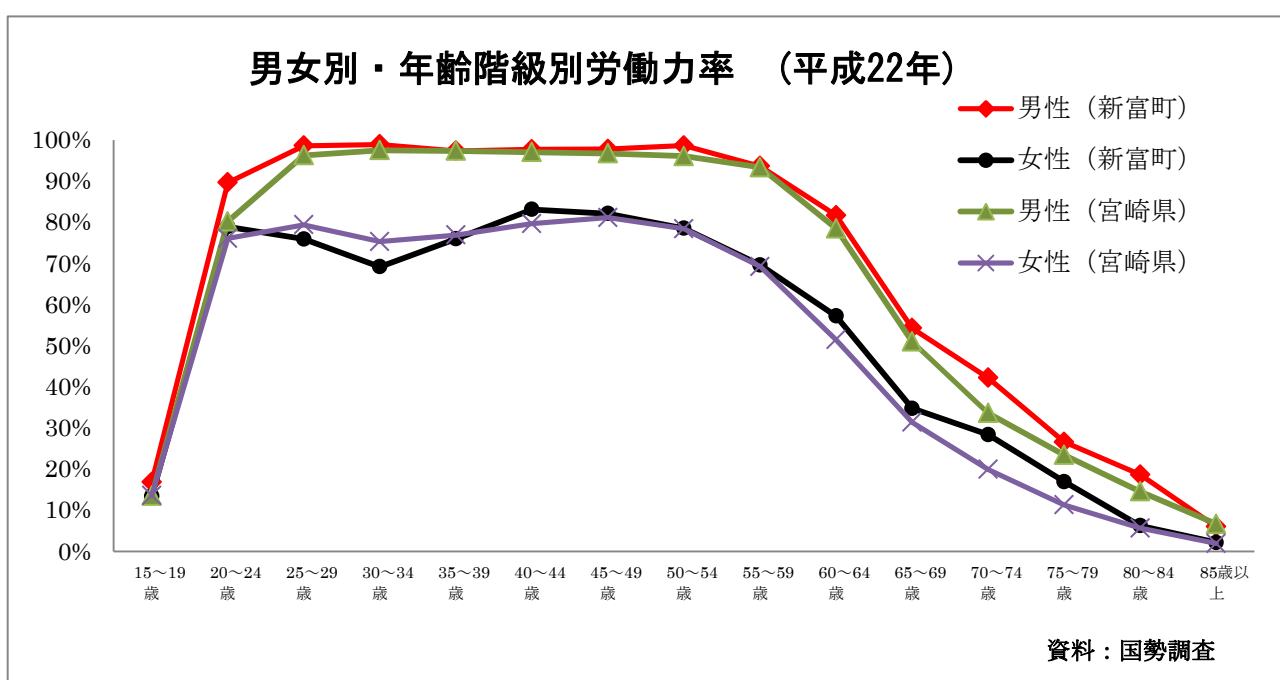


資料：新富町男女共同参画に関する町民意識調査(平成24年度)

ウ 就業構造の状況

長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、パートタイム労働・派遣労働等非正規労働者が増加しました。我が国の女性の就業構造の特徴は、結婚や出産等により就業を一時的に中断する割合が多い傾向にあるとされます。

本町の女性の年齢階級別労働力率をみると、20代から30代にいわゆる※M字型カーブを示しており、出産・育児期にあたるこの年代の多くの女性が、家事や子育て等家庭での役割の中心を担っていると考えられます。少子高齢化の進展に伴い、女性や高齢者の労働力に期待が高まる中、就労を望む人が安心して働き続け、選択した職業生活において性別や年齢による格差を受けることが無い就業環境の整備が求められています。



※M字型カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

3. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、町政の方向性を示す最上位の計画である「新富町第5次長期総合計画」の部門別計画であり、新富町における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。
- (2) 本計画は、行政、町民、事業所、各種団体等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項において規定されている「市町村男女共同参画基本計画」として位置づけられるものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を初年度とする平成29年度までの5年間とします。ただし、期間中においても国内外の動向や社会経済情勢等の変化に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

「キラリと輝く元気な新富町」 ～元気に、安全に、安心して暮らせる豊かな町～

この計画においては、平成25年度から平成29年度までの5年間にわたり、本町に暮らすすべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指し、上位計画である「新富町第5次長期総合計画」の目指すまちづくりを基本理念に掲げ取り組むものとします。

2. 計画の基本目標

I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができる社会」であり、一人ひとりの人権を尊重する意識が必要です。しかしながら人々の意識の中には長い時間をかけて形成されてきた性別にもとづく役割分担意識やその意識が影響した制度や慣行が依然根強く存在しています。そこで、性別や世代を超えたあらゆる人々に対し、家庭や地域、学校など様々な場面において男女共同参画社会に向けた意識づくりのための取り組みを進めます。

II 男女がともに活躍できる環境づくり

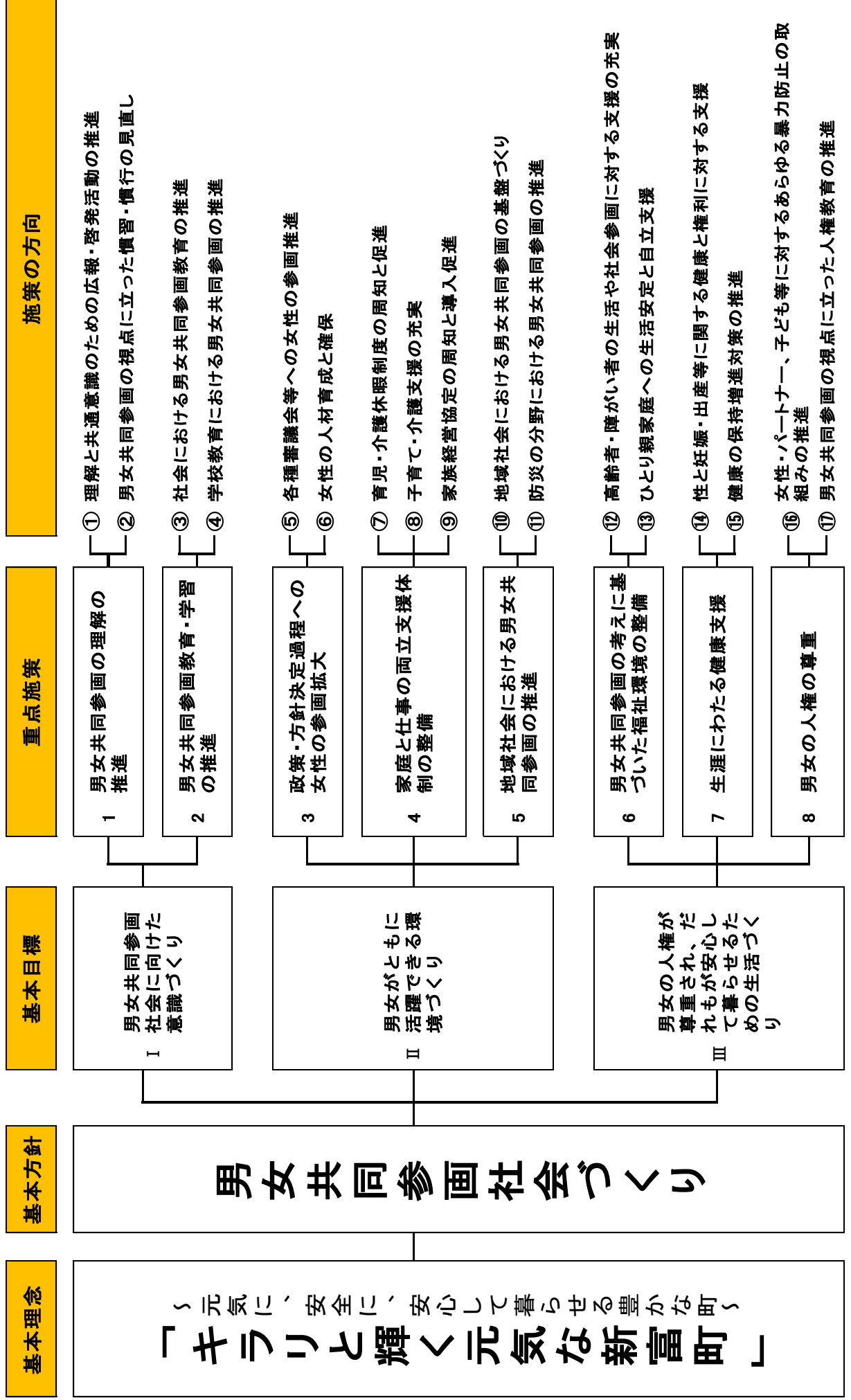
男女共同参画社会の実現は、男女が対等な社会の構成員として社会のあらゆる分野における参画の機会が確保されることが重要です。しかしながら、政策・方針決定の過程への女性の参画はあまり進んでない現状です。女性をはじめ多様な人材がその能力と個性を十分に発揮して様々な分野へ参画することは、今後活力あるまちづくりや地域づくりの原動力となり不可欠です。

女性の政策・方針決定の場への参画や家庭・職場、地域における活動の場で能力を十分に発揮し活躍できるような仕組みづくりや支援を進めます。

III 男女の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるための生活づくり

男女共同参画社会の基礎となる理念は個人の人権の尊重であり、男女を問わず差別や偏見のない社会の実現が重要です。個人の人権に対する深刻な侵害である暴力は、特に女性や子どもなど被害者になる傾向が強く、その背景には女性の人権軽視や経済的な格差等構造的な要因があります。また、高齢者やひとり親世帯に対する配慮や理解を深め支援につなげていくことも求められています。だれもが元気に安心して暮らせるまちづくりのため総合的な取組を進めます。

3 計画の体系





第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点施策1 男女共同参画の理解の推進

【現状と課題】

平成24年度町民意識調査において、男女の平等感についてたずねたところ、学校教育の場で55.5%の人が「平等である」と回答していますが、家庭生活の場で、社会通念・慣習・しきたりなどで、社会全体では、過半数を超える人が男性優遇であると回答しています。

また、夫婦の役割分担では、「育児・子どものしつけ」、「学校行事の参加」、「親の世話・介護」について夫婦が同程度分担することを理想とする人が7割を超えているものの、現状では妻が負担している割合が高くなっています。これは、長い間時間をかけて私たちの中に形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が依然強く残っているためと考えられます。

更に、職場や家庭、地域において「男性なんだから」「女性のくせに」といったような性別による差別意識や慣習が根強く残っていることが、男性、女性共に自ら積極的に活動することや多様な生き方を選択することの弊害になっており、このことが男女平等参画社会の実現の大きな妨げとなります。

男女共同参画社会を実現するため、一人ひとりが固定的性別役割分担意識を見直し、家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる分野において個性や能力を生かした多様な生き方を認め合い、男女共同参画に関する認識と理解を深めるための啓発活動と情報の提供を進めることが重要です。

【施策の方向】

① 理解と共通意識のための広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、その理念や社会的性別(※ジェンダー)についての理解を深めるため、研修、講座を開催するとともに、広報誌をはじめあらゆる媒体を利用して啓発活動を行い積極的に男女共同参画社会づくりの理念の浸透に取り組みます。

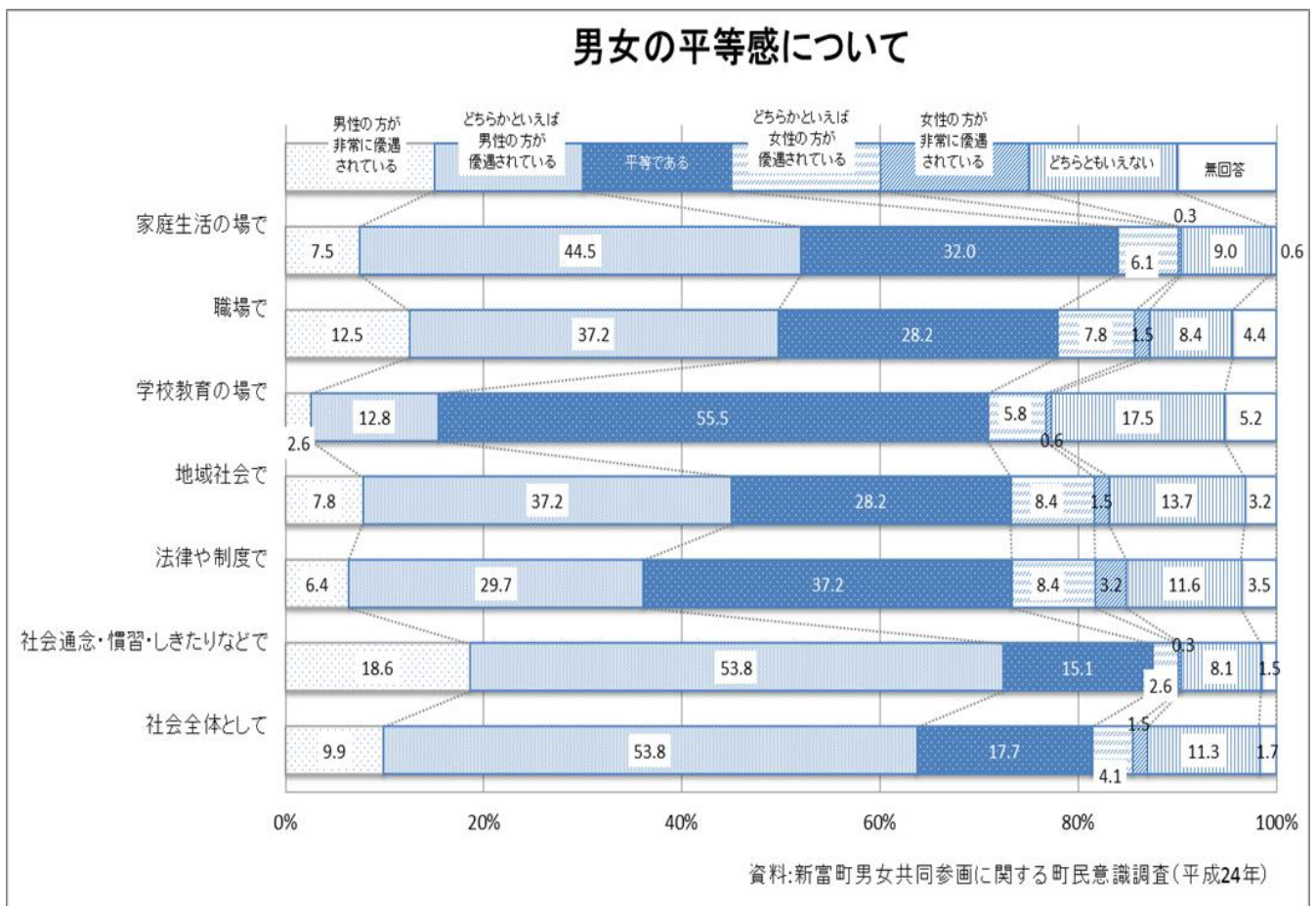
② 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

男女共同参画の視点に立った慣習の見直し等の広報、啓発を行うとともに、地域や家庭において男女共同参画社会の形成を阻害する要因と考えられる固定的な性別の役割分担意識に基づいた慣習・慣行の見直しについて広く呼びかけ、意識改革や啓発に努めます。

※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

【具体的な取組】

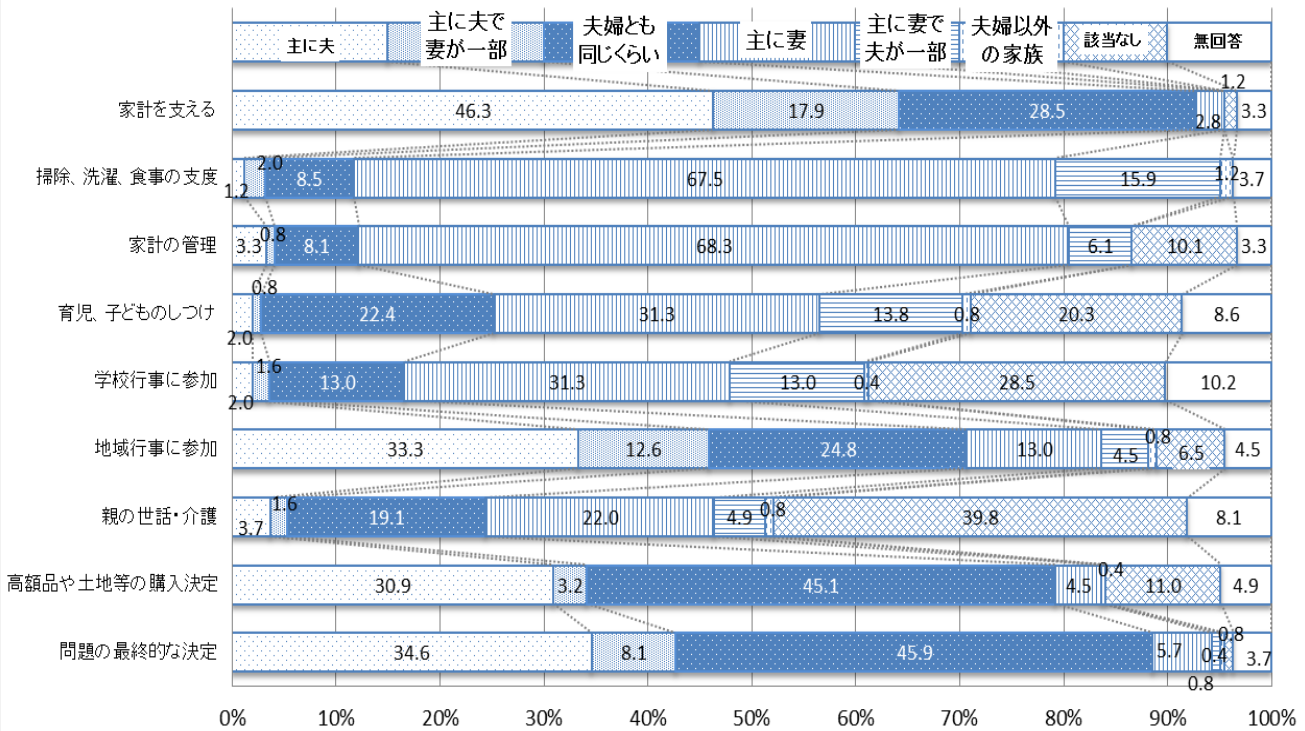
施策の方向	No.	取組内容	担当課
① 理解と共通意識のための広報・啓発活動の推進	1	・男女共同参画社会についての理解を深めるため関係各課と連携した研修、講座を開催する。	まちおこし政策課
	2	・町広報誌による男女共同参画啓発を行う。	まちおこし政策課
	3	・町主催の講座・イベント等における男女共同参画関連のリーフレット等を配布する。	まちおこし政策課
	4	・町内の事業所に対し男女共同参画社会の理解の周知及び情報提供を行う。	まちおこし政策課
	5	・男女共同参画計画の広報を行う。	まちおこし政策課
② 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し	6	・「※男女共同参画週間」や「※人権週間」などの機会を通じて男女共同参画の視点に立った慣習の見直し等の広報・啓発を行う。	まちおこし政策課 町民こども課
	7	・自治公民館長研修等で男女共同参画の視点に立った研修を実施する。	生涯学習課



※男女共同参画週間：「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を運動期間とし、内閣府が主唱して平成13年度から実施している。

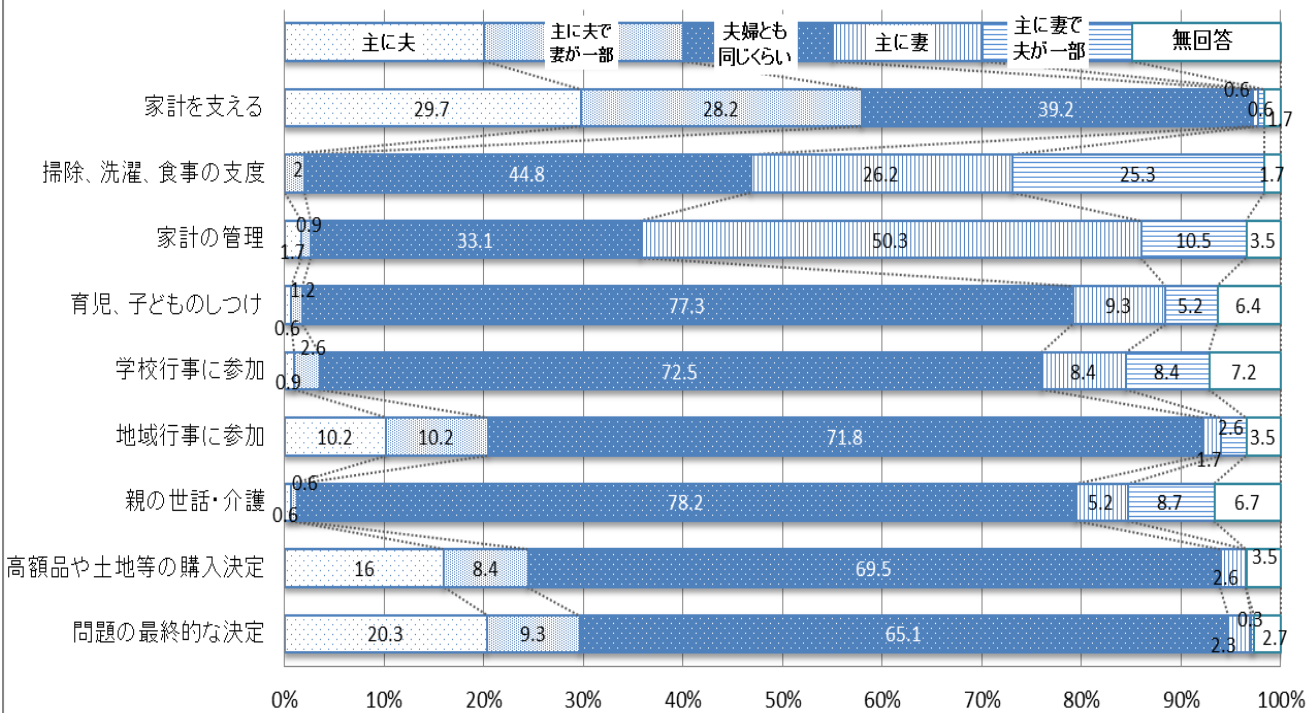
※人権週間：法務省と全国人権擁護委員連合会により、「世界人権宣言」が採択された12月10日を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」として定められた。

家庭内での仕事の夫婦の分担(現状)



資料：新富町男女共同参画に関する町民意識調査(平成24年度)

家庭内での仕事の夫婦の分担(理想)



資料 新富町男女共同参画に関する町民意識調査(平成24年度)

重点施策 2 男女共同参画教育・学習の推進

【現状と課題】

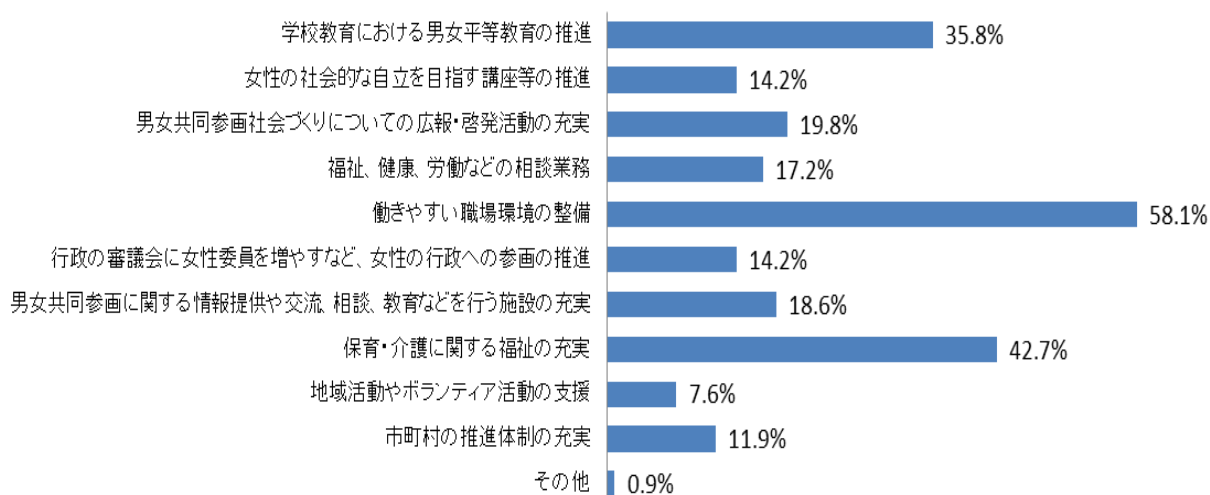
私たちの意思や価値観は幼いころから家族や学校、地域社会の影響を受けながら形成されていくものです。その中には、それまでの慣習やしきたりによる性別に基づく固定的な役割分担意識も含まれ、無意識のうちに影響を受けている可能性があります。したがって、次の世代を担う子どもたちが、家庭や学校、地域において子どものころから男女共同参画社会の理解を深め、個人の人権を尊重しそれぞれの能力を発揮することができるよう成長し、自己形成していくことが重要です。

平成24年度町民意識調査の結果によると、比較的多くの人々が男女共同参画社会を形成していくために何に力を入れるべきかとの問いに「学校教育における男女平等教育の推進」と回答しています。

学校教育の場では、子どもたちが発達段階に応じた個人の人権の尊重や男女平等の精神を学ぶことが大切です。また、思春期に性に対する正しい知識を持ち、お互いの性を認め合い尊重しあうための性教育が大切となります。

また、町民一人ひとりが年齢や性別を問わず様々な機会を通して、個性や能力を生かした多様な生き方を認め合い、責任も分かち合いながら支えあうことができる男女共同参画社会に関する認識を深めていくことができるよう、講座の開設や学習を進めていく必要があります。

男女共同参画社会形成のために、今後町が力を入れていくべきこと



資料:新富町男女共同参画に関する町民意識調査(平成24年度)

【施策の方向】

③ 社会における男女共同参画教育の推進

男女共同参画社会について、年齢や性別を問わず学習できる講座等を、生涯学習講座や家庭教育学級、乳幼児学級、高齢者学級等において住民が参加しやすい単位で企画開催します。また、これまで男女共同参画についての教育・学習の場の機会が少なかった男性や若者世代への積極的な学習の場の提供と身近なテーマでの学習内容の工夫に努めます。

また、男女共同参画社会実現のため、行政に携わる町職員が男女共同参画理念に基づく行政施策が実施できるよう職員研修を開催します。

④ 学校教育における男女共同参画の推進

学校現場における教職員の男女共同参画理念の推進を図ると共に、発達段階に合わせて男女共同参画の視点に立った人権教育、道徳教育、性教育を行います。

また、総合的な※キャリア教育として社会、経済、雇用などの仕組みや労働者としての権利・義務と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について理解の促進を図ります。

【具体的な取組】

策の方向	No.	取組内容	担当課
③ 社会における男女共同参画教育の推進	8	・生涯学習講座や家庭教育学級、高齢者学級等における男女共同参画に関する講座を開催する。	生涯学習課
	9	・青年団体など若い世代を対象とした男女共同参画の学習会を開催する。	生涯学習課 まちおこし政策課
	10	・「人権週間」等を利用し「男女の人権尊重」をテーマとした広報啓発を行う。	町民こども課 総務財政課 まちおこし政策課
	11	・学校、地域、家庭が連携した子どもに対する地域教育を推進する。	生涯学習課 教育総務課
	12	・町内の事業所に対し、働きやすい環境の整備のための制度等の情報提供を行う。	まちおこし政策課
	13	・男女共同参画意識向上と理解の浸透を図るため町職員に対する「男女共同参画研修会」を実施する。	総務財政課 まちおこし政策課
④ 学校教育における男女共同参画の推進	14	・人権教育や道徳教育、総合学習の場における男女共同参画教育を推進する。	教育総務課
	15	・性に関する正しい知識と自他共に大切にすることを育むための性教育を行う。	教育総務課
	16	・教職員に対する「男女共同参画研修会」を開催する。	教育総務課

※キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

基本目標Ⅱ

男女がともに活躍できる環境づくり

重点施策3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画することが極めて重要です。

地方自治体では、地方自治法や条例等に基づいて審議会や委員会を設置し、政策や方針決定の審議・調査を行っているところです。

しかしながら、平成24年4月1日現在で、町の審議会等の委員総数167人のうち、女性委員は30人となっており、登用率は18.0%と決して高いとは言えない状況です。

平成24年度町民意識調査によると、企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由として「女性の側の積極性が十分でない」「男性優位の組織運営」「女性の参画を積極的に進めようとしている意識が少ない」と回答した人の割合が高くなっています。

このようなことから、社会全体で男女共同参画に対する意識の向上に加え、女性自身が社会で活躍する意欲と能力を高めるための情報提供や学習の場の提供を行うことが必要です。更に、職場や地域においては広く女性の参画促進を働きかける※ポジティブアクション（積極的改善措置）の推進を図っていく必要があります。

また、女性による政策提言が町政運営に十分に生かされるため、それを受け入れる町職員の個々の男女共同参画に対する理解と意識を深めることが求められています。

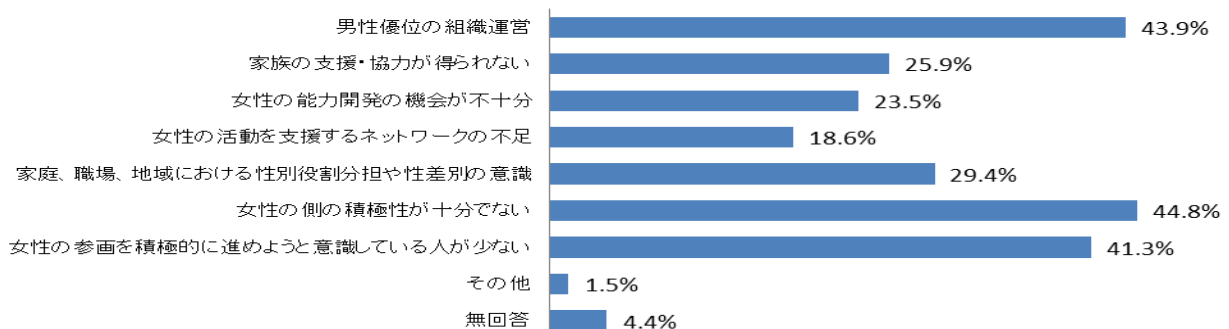
女性委員の登用状況（平成24年4月1日現在）

	審議会・委員会数	委員数（人）		登用率（%）
		総数	女性数	
地方自治法第202条の3※に基づく審議会	10	167	30	18.0
地方自治法第180条の5※に基づく審議会	6	31	4	12.9

※地方自治法第202条の3：普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律や条例等により、その担任する事項について、調停、審査又は調査を行う機関です。

※地方自治法第180条の5：執行機関として法律の定めるところにより、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を置くことになっています。

企画・方針決定過程に女性の参画が少ない理由



資料:新富町男女共同参画町民意識調査(平成24年度)

【施策の方向】

⑤ 各種審議会等への女性の参画推進

町の審議会等の委員選定については、各種機関・団体の代表者が就任することが多く、男性に偏る傾向があるため、所管する会合等の機会をとらえて、女性の参画が促進されるよう適切なアドバイスと情報提供を行い、女性委員を積極的に登用するように努めます。

⑥ 女性の人材育成と確保

女性の人材に関する情報収集に努め、各種審議会等の委員選任に活用するための人材リストの整備をします。また、県や各種団体が主催する女性のリーダー研修会等の情報提供を行い、参加を呼びかけます。

また、町民向け及び職員向けに男女共同参画に関する研修会等を開催し、啓発を図ります。

【具体的な取組】

施策の方向	No.	取組内容	担当課
⑤各種審議会等への女性の参画推進	17	・各種審議会や団体の会合等の機会をとらえ、積極的に女性参画が促進されるよう適切なアドバイスと情報提供を行う。	総務財政課 関係各課
	18	・女性人材に関する情報収集を行い、各種委員に選任し、参画できるよう女性人材リストの整備を行う。	総務財政課 まちおこし政策課
⑥女性の人材育成と確保	13再掲	・男女共同参画意識向上と理解の浸透を図るため町職員に対する「男女共同参画」の研修会を実施する。	総務財政課 まちおこし政策課
	19	・県や各種団体が主催する女性のリーダー研修会等の情報提供を行い参加を呼びかける。	まちおこし政策課
	20	・女性の職域拡大と男女でバランスの取れた職員配置や幅広い職務経験を積むことができるよう役場におけるポジティブ・アクションを推進する。	総務財政課

※ポジティブアクション（積極的改善措置）：様々な分野において、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」として規定されている。例えば、労働の分野では、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的積極的な取組を指す。

重点施策4 家庭と仕事の両立支援体制の整備

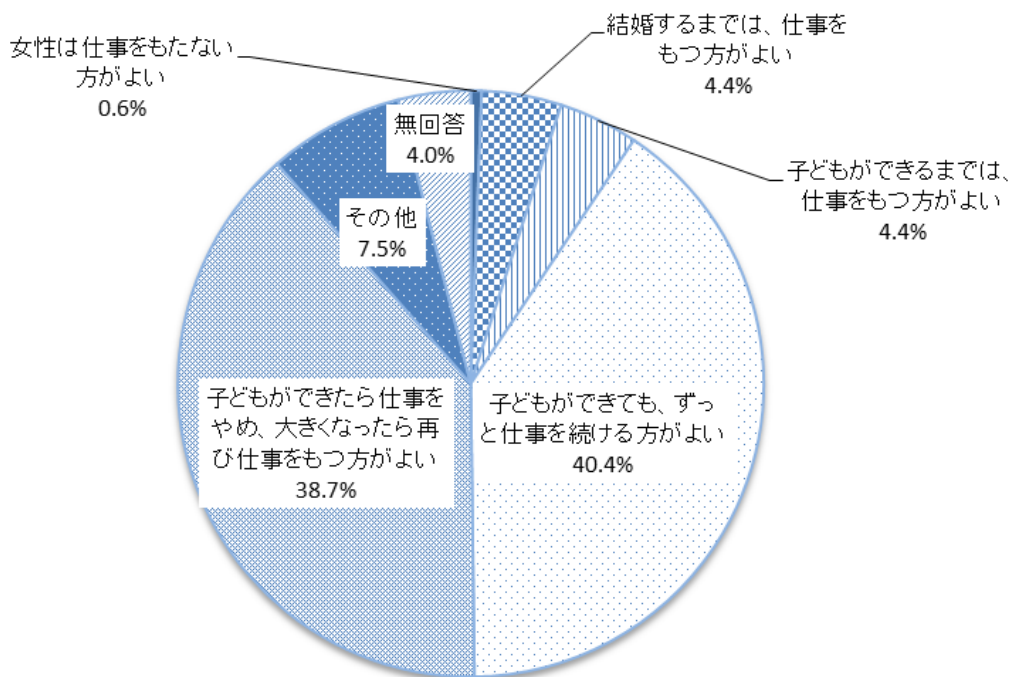
【現状と課題】

平成24年度町民意識調査によると、79.1%の女性が子どもを出産した後も仕事を続けたい、子どもが大きくなったら、再び仕事をもちたいと回答しており、就労意欲が伺える結果となりました。

また、少子・高齢化や核家族化が進み、地域によるコミュニティ活動が重要視されている中、女性にとって仕事と家庭生活を両立し、地域活動に参加することは容易ではありません。「男性は仕事、女性は家庭」といった風潮が残り、家庭内においては、暗黙の了解で男女の役割分担制があるなど、女性が働くための弊害となっています。

このようなことから、ひとり親をはじめ、男性も女性も安心して仕事ができるよう、企業等の育児・介護休業制や保育サービスの充実、また、仕事と家庭生活が両立できるための体制づくりと支援の整備が求められています。

女性の就業についての考え方



資料:新富町男女共同参画に関する意識調査(平成24年度)

【施策の方向】

⑦ 育児・介護休暇制度の周知と促進

育児・介護休業制度の定着を進めるとともに、これらの制度を利用しやすい職場づくりの支援を行います。

また、国や県等の関係機関と連携を図りながら、仕事と家庭生活を両立するための広報と啓発、情報提供等を推進します。

⑧ 子育て・介護支援の充実

各種育児支援サービスの充実を図るとともに、学童保育等の多様な保育サービスを推進し、子育て支援の情報提供の充実を図ります。

また、介護方法の助言や相談・指導、各種介護サービスの紹介・利用促進など、家族介護者に対する支援の充実を図ります。

⑨ 家族経営協定の周知と導入促進

本町の主産業の農業において、女性農業者が活躍できる環境づくりとして、※家族経営協定を締結・活用し、固定的役割分担意識の解消や、女性の役割の適正な評価につなげ、男女共同参画と農業経営の向上を図ります。

また、家族経営協定の導入促進のため、周知を図ります。

【具体的な取組】

施策の方向	No.	取組内容	担当課
⑦ 育児・介護休暇制度の周知と促進	21	・ 育児休業、介護休業制度の広報誌等への掲載と情報提供を行う。	まちおこし政策課
	12再掲	・ 町内の事業所に対し、働きやすい環境の整備のための制度等の情報提供を行う。	まちおこし政策課
⑧ 子育て・介護支援の充実	22	・ 延長保育や一時保育、障害児保育等利用者のニーズを把握した多様性のある保育サービスを実施する。	町民こども課
	23	・ 子育てに関する悩み相談やサービスの情報提供及び家庭教育支援チームの活動の周知と体制の充実を図る。	町民こども課 生涯学習課 いきいき健康課
	24	・ 健康や介護の相談・助言、指導、介護サービスの紹介や利用方法等家族介護者に対する支援の充実を図る。	いきいき健康課 福祉課
⑨ 家族経営協定の周知と導入促進	25	・ 会議やイベント、学校行事等に参加しやすいように、関係団体との連携した託児サービスを実施する。	関係各課 生涯学習課
	26	・ 町広報誌で家族経営協定の広報を行う。	まちおこし政策課
	27	・ 女性の認定農業者の育成を図る。	農業振興課
	28	・ 家族経営協定の導入を促進する。	農業振興課 農業委員会

※家族経営協定：経営責任の分担や各人の経営者能力の養成・発揮を通じて、家族農業経営の新たな発展基盤を築くため、農業経営のやり方や収入の配分、移譲計画や生活上の諸事項等についての取り決め。

重点施策5 地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域社会において、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどの各団体が、住民福祉の向上や福利厚生の実現のために積極的に活動されています。

本町では、民生委員・児童委員には女性委員も多く、活動分野によっては女性の能力・行動力等が発揮されています。

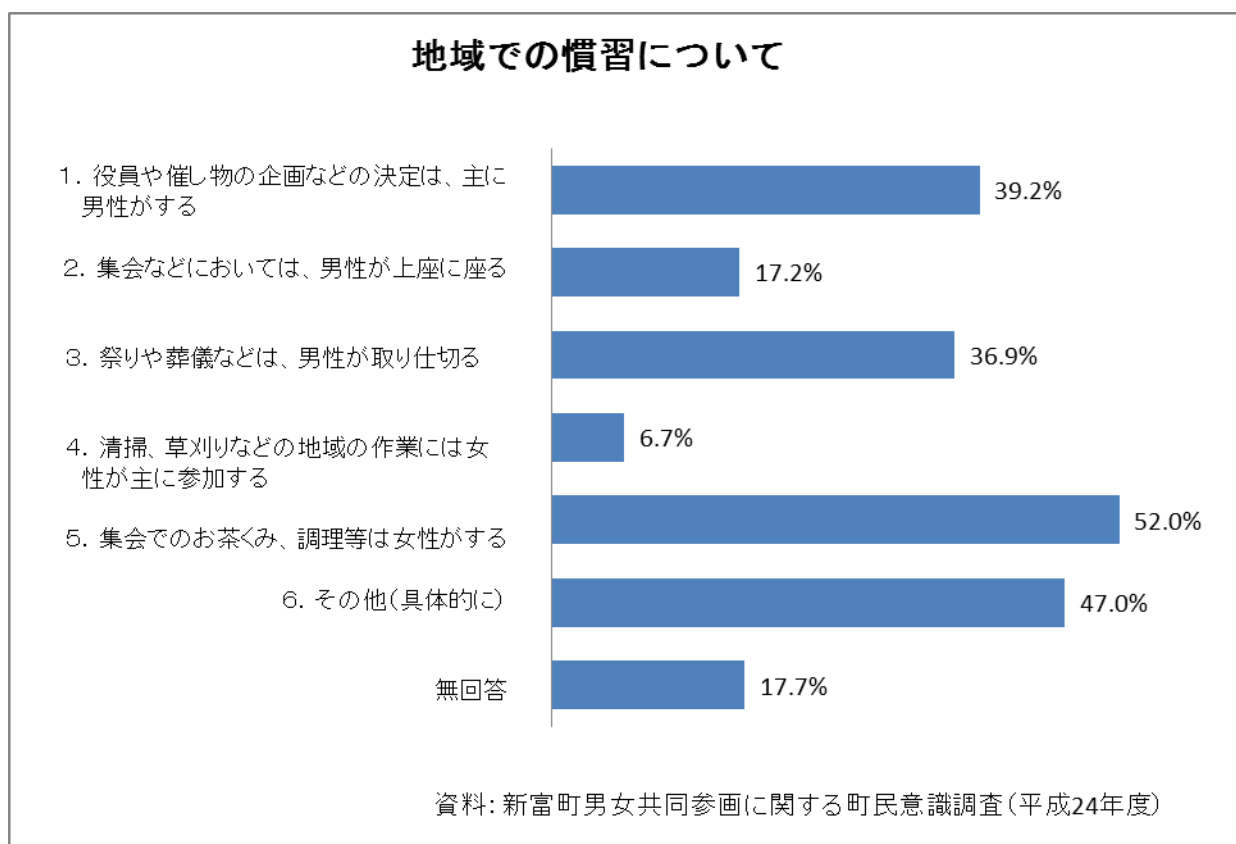
一方、地域社会の中核を担う自治公民館（地区）において、62地区のうち、自治会長（区長）はすべて男性となっている状況です。

このほか、各自治会の役員においても、男性がそのほとんどを占めるなど、行政との連絡調整、自治会の意思決定などに女性の意見等が反映されにくい現状にあります。

更に、女性があらゆる地域活動に意欲的に参加しようとしても、男性優遇のしきたりや慣習が障害となって、消極的になってしまう傾向があります。

このようなことから、女性が持つアイデア、企画力及び行動力を採り入れ、充実した地域づくりを進めるために、地域全体が女性の立場を見直し、お互いが理解し合うなどの環境づくりが求められています。

また、防災面では、災害発生時には女性にその負担が集中するという問題があることなどから、女性の視点も取り入れた災害対応マニュアルの作成をはじめ、男女がともに参画した防災（復興）対策も求められています。



【施策の方向】

⑩地域社会における男女共同参画の基盤づくり

地域と町が連携して、自治会長と各種団体等を対象とした講演会などを開催し、しきたりや慣習の撤廃に努め、女性が幅広く活動しやすい環境づくりに努めます。

また、自治会活動における運営方針決定の場に女性の参画が進むよう、必要な情報を提供するなど支援を行います。

⑪防災の分野における男女共同参画の推進

防災等の企画立案に女性の視点を反映し、防災計画や各種対応マニュアルにおいて、男女のニーズの違いに配慮を図ります。また、防災活動への女性の参画を促進します。

【具体的な取組】

施策の方向	No.	取組内容	担当課
⑩地域社会における男女共同参画の基盤づくり	29	・地域活動における男女共同参画の推進のための広報と啓発を行う。	まちおこし政策課
	30	・自治会単位での男女共同参画の視点に立った学習会等の支援を行う。	生涯学習課
⑪防災の分野における男女共同参画の推進	31	・防災計画等で男女のニーズの違いなど具体的な配慮がなされるよう努める。	防災基地対策課
	32	・地域防災の要である消防団員への女性の入団を促進する。	防災基地対策課

基本目標Ⅲ

男女の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるための生活づくり

重点施策 6 男女共同参画の考えに基づいた福祉環境の整備

【現状と課題】

少子高齢化の進展は社会全体の問題であります。新富町における高齢化率は平成24年10月1日現在 23.5%で、今後高齢人口はますます増加することが予想され、保険制度や介護、年金などの社会保障制度と連動した高齢者の福祉サービスを充実させる必要があります。

在宅介護の必要性が重要視される中で、家族にかかる負担が重くなる一方、高齢者の単独世帯も増加傾向にあり、孤立化、運動機能や認知機能の低下等の進行が心配されます。今後の高齢社会をいつまでも生き生きと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の視点からも、多様な社会参加や知識・経験・能力を活かし、社会を支える重要な一員として、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる「生涯現役社会づくり」の取り組みを進めることが必要です。

また、障害者自立支援法の施行(平成18年4月)などを受け、今後は、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する取り組みを強化するとともに、「男女共同参画」の視点のもと、障がいのある人への配慮を重視した取り組みが必要となります。

社会変化が大きく進む中、雇用や就業構造の変化に加え、個人の価値観の多様化に伴う家族形態や生活形態も変化し、単独世帯やひとり親世帯も増加しています。ひとり親世帯の相対的貧困率は比較的高く、特に母子世帯で高い傾向がみられます。

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが自立して安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立った支援が求められています。



【施策の方向】

⑫ 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実

高齢者や障がいを持った人々が自立し安心して暮らすことができるよう、自立支援に必要な情報提供やサービス利用のための支援を行います。

高齢者が生涯を通じて生きがいを持ちながら生活ができるよう、学習機会の提供と支援を進めます。

⑬ ひとり親家庭への生活安定と自立支援

ひとり親世帯の健康や生活に対し、医療費助成や日常生活の支援を総合的に推進します。

【具体的な取組】

施策の方向	No.	取組内容	担当課
⑫ 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実	33	・高齢者に対し臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援を行う。	福祉課
	34	・高齢者教室等、生きがいを持って学ぶことができる講座の機会を提供する。	生涯学習課
	35	・転倒防止や認知症予防教室等の継続的なプログラムの普及を図る。	福祉課
	36	・障がい者福祉計画に沿って、障がい者の社会的自立支援と生活支援に努める。	福祉課
	37	・障がい者に対する福祉サービス、医療費助成、手当等の支援を行う。	福祉課
	38	・事業所に対し、障がい者の雇用促進に関する制度の情報提供を行い理解を深める。	まちおこし政策課
⑬ ひとり親家庭への生活安定と自立支援	39	・ひとり親家庭に対する医療費と手当ての一部支援を行う。	町民こども課
	40	・関係機関と連携し、相談、支援体制の整備を図る。	福祉課 町民こども課
	41	・ひとり親の就労支援制度の周知を図る。	町民こども課
	42	・進学支援として奨学資金の貸与制度について周知を図る。	教育総務課

重点施策 7 生涯にわたる健康支援

【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは男女共同参画社会の最も基本的な条件です。

特に女性は妊娠や出産の可能性を有することから、妊娠、出産期の母性保護はもちろん、生涯を通じて男性と異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮が必要となります。

そのためには、男女の人権の尊重に基づく「性と生殖に関する権利（※リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）」の視点に立ち、男女が互いを尊重し性差を理解して健やかに暮らすことができるよう推進していくことが大切です。

平成23年の新富町における生活習慣病予防健診（特定健診）の受診率は28.4%となっており、がん検診とともに受診率の向上に努め、疾病の早期発見と予防に繋げることが重要です。

男性、女性がそれぞれ特有の疾病や健康管理について認識を深め、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、心身の健康づくりを推進していくことが必要です。

【施策の方向】

⑭性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）の意識の普及を図り、また、男女がともに正確な知識を持って安心して子供を産み育てることができるよう支援を行います。

⑮健康の保持増進対策の推進

男女が自ら健康管理ができるよう生涯を通じた健康に関する情報提供や健康相談の体制整備に努めます。

【具体的な取組】

施策の方向	No.	取組内容	担当課
⑭性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援	43	・妊婦の健康管理の充実と乳幼児健診、妊婦健診の費用の経済的負担軽減を図る。	いきいき健康課
	44	・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及に取り組む。	いきいき健康課
	15再掲	・性に関する正しい知識と自他共に大切にすることを育むための性教育を行う。	教育総務課
⑮健康の保持増進対策の推進	45	・疾病予防や健康管理意識のための広報と啓発を行う。	いきいき健康課
	46	・性差や世代に応じた生活習慣病予防や特定健診受診率の向上に努める。	いきいき健康課
	47	・がん検診事業の推進を図る。	いきいき健康課

※：リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動要領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

重点施策 8 男女の人権の尊重

【現状と課題】

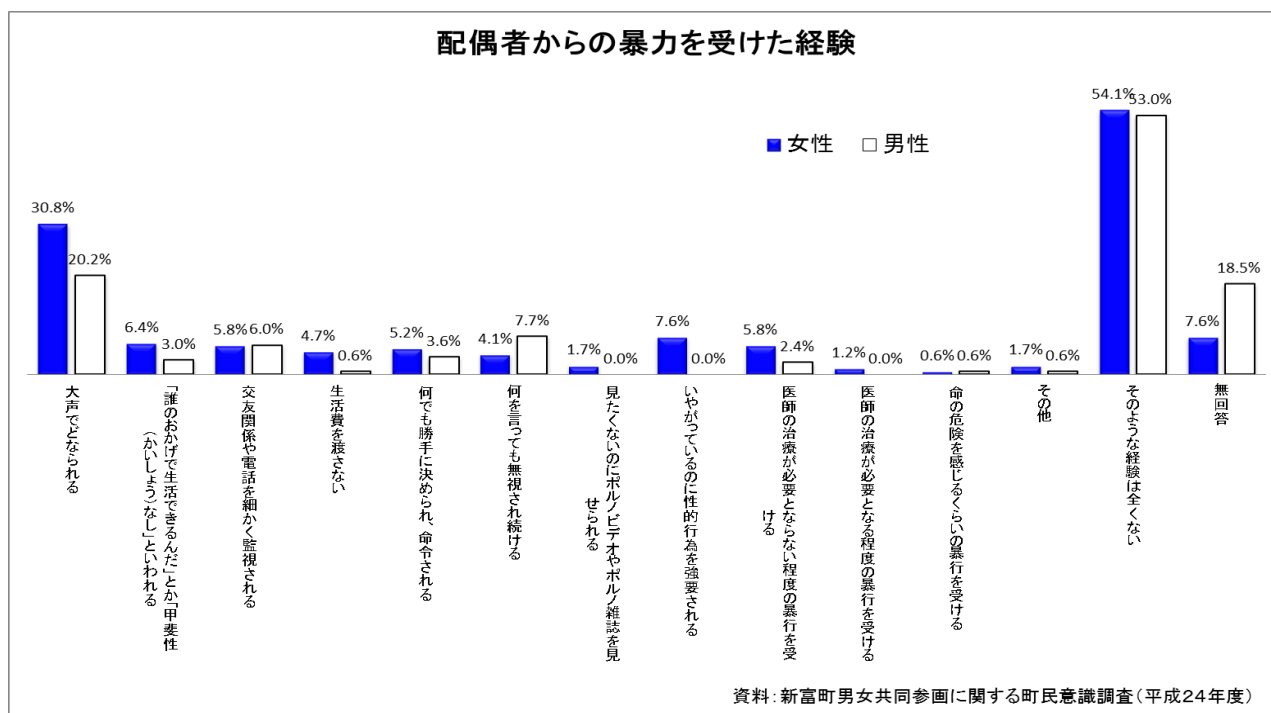
すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するもので、その対象は性別を問わず許されるべきものではありません。特に女性は配偶者からの暴力（※DV）の被害者になる傾向が強く、その背景には男尊女卑の社会通念や固定的な性別役割分担意識、経済的格差などが性別に由来する構造的な問題があると考えられます。

平成24年度町民意識調査によると、何らかの配偶者からの暴力に対し「誰かに打ち明けたり相談しましたか」との問いに対し、4割以上の方が「どこ（だれにも）相談しなかった」と回答しています。

これらの暴力を個人的な問題として捉える意識は強く残っており、潜在化する傾向にあります。

また、配偶者からの暴力（DV）は安定した家庭生活の崩壊を招き、子どもの健全育成にも多大な影響を与えることから、関係機関との連携を図りながら、安心して相談できる窓口の設置などの整備が必要となります。

さらに、デートDVと呼ばれる交際相手からのDVやストーカー行為、セクシャルハラスメント、性犯罪等あらゆる暴力を許さない社会的認識の醸成と特に女性や若い世代に向けた予防・啓発を推進していく必要があります。



※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力。身体的、経済的、性的、精神的暴力などがある。

【施策の方向】

⑩ 女性・パートナー、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取組みの推進

配偶者からの暴力は著しい人権侵害であるという認識を広げるための啓発に努めるとともに、関係各課と連携を図り相談窓口の体制整備と被害者の支援に努めます。

⑪ 男女共同参画の視点に立った人権教育の推進

職場における※セクシャルハラスメントや※パワーハラスメント防止の啓発に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った「人権教育」と啓発に取り組みます。

【具体的な取組】

施策の方向	No.	取組内容	担当課
⑩ 女性・パートナー、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取組みの推進	48	・「女性に対する暴力をなくす運動」等において性犯罪等被害防止対策の広報啓発を行う。	まちおこし政策課
	49	・DV やセクハラ関連法等、広報誌や町のホームページなどを活用した広報を行う。	まちおこし政策課
	50	・成人式をはじめ各種イベントや大会等においてリーフレットを配布し、あらゆる暴力根絶の啓発を行う。	関係各課
	51	・配偶者暴力（DV）と児童虐待被害者の早期発見や情報、保護が生じた場合の支援がいち早くできるよう、関係機関との連携・協力体制整備を図る。	まちおこし政策課 町民子ども課 教育総務課 福祉課 いきいき健康課
	52	・警察と連携し、青パトによるパトロールを実施する。	防災基地対策課
⑪ 男女共同参画の視点に立った人権教育の推進	53	・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止の広報と啓発を行う。	まちおこし政策課
	10再掲	・「人権週間」等を利用し「男女の人権尊重」をテーマとした広報啓発を行う。	町民子ども課 総務財政課 まちおこし政策課
	54	・学校における「人権教育」に努める。	教育総務課

※セクシャルハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。

※パワーハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。



第4章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進

(1) 庁内推進体制の充実と強化

男女共同参画社会の推進は、あらゆる分野において総合的な取り組みが必要です。

このため、副町長を会長とする「新富町男女共同参画推進委員会」を中心に横断的な庁内推進体制の機能強化を図りながら、新富町男女共同参画推進懇話会の意見をはじめ、町民の意向を尊重し、本計画に基づいた施策の推進状況の把握や検証を行い、計画的かつ効果的な取り組みを進めます。

(2) 町民、事業所、各種団体等との連携

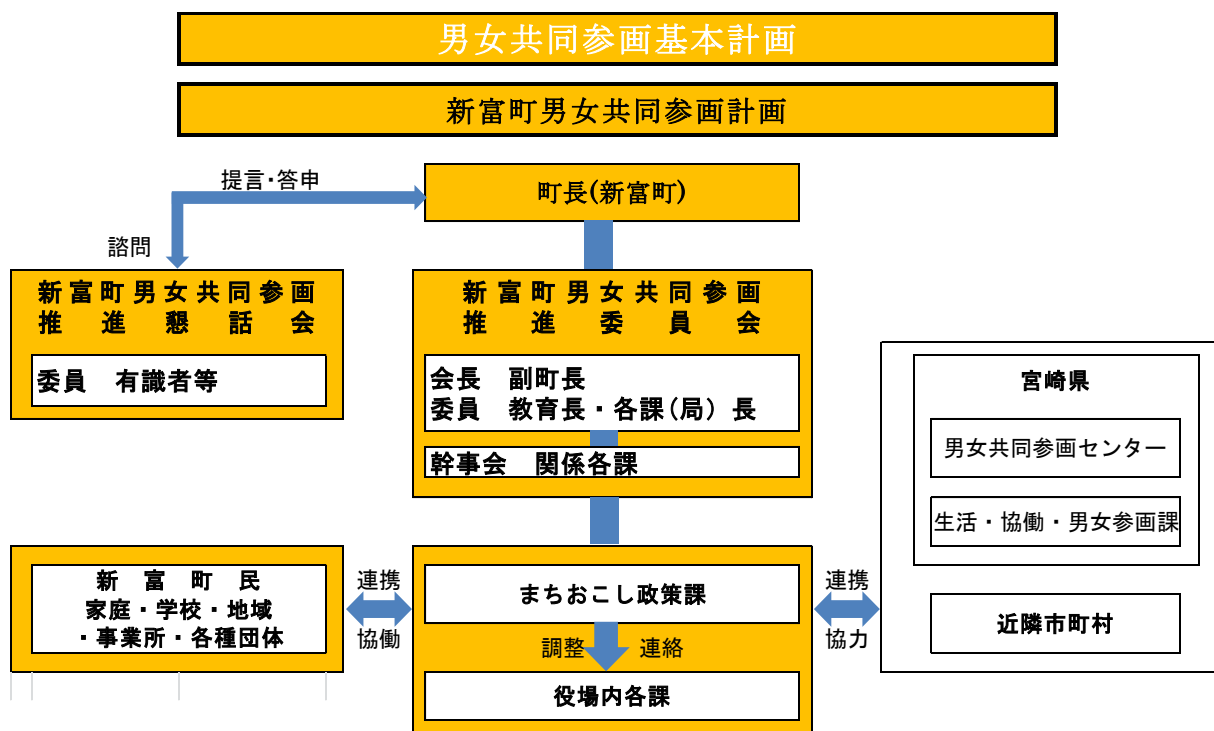
男女共同参画社会は行政の力だけで達成することはできません。家庭・学校・地域・職場においてあらゆる人・団体との協働により進めていくことが重要です。そのために、町民一人ひとりの意識改革や取組みのための研修や啓発の機会を提供します。

また、事業所や各種団体等と一体となり、それぞれ自主的な取り組みや積極的な協力を求めていくことで、男女共同参画社会のまちづくりを進めていきます。

(3) 国、県、近隣市町村との連携

国においては、「男女共同参画社会の実現」を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけ、その中で地方公共団体の責務として区域の特性に応じた施策の策定及び実施について規定しています。また、県においても「宮崎県男女共同参画推進条例」の中で市町村との連権を盛り込み、支援体制を整えています。本計画の実施についても国や県、近隣市町村と連携を強化し、連動した推進体制で社会全体の男女共同参画推進に努めます。

2. 推進体制図



資料編

- 男女共同参画社会基本法
- 男女共同参画基本計画（第3次）の概要
- 新富町男女共同参画推進懇話会設置要綱
- 新富町男女共同参画推進会委員会設置要綱

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

公布：平成11年6月23日

施行：平成11年6月23日

改正：平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章総則（第1条～第12条）

第2章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定

的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第3次 男女共同参画基本計画の概要

国では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画を策定しています。これまでに、平成12年、平成17年と2次にわたり計画が策定され、平成22年12月17日には、新たに第3次男女共同参画基本計画が策定されました。新しい基本計画では2020年までを見通した長期的な政策の方向性と2015年度末までに実施する具体的な施策が示されています。

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

- ・「男性、子どもにとっての男女共同参画」
- ・「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」
- ・「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」
- ・「科学技術・学術分野における男女共同参画」
- ・「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

- ・現行の第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目（延べ109項目）の「成果目標」を設定
（※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準）

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

《第3次男女共同参画基本計画における主な施策の重点分野》

(★が付いているのは新設分野)

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- ・クォータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会

- ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- ・調査・統計における男女別情報の充実

★第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

★第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

★第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

★第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登用の促進

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

★第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知

新富町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新富町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴取し、男女共同参画に関する総合的かつ効果的な施策の推進を目的として、新富町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

- (1) 新富町男女共同参画計画の審議及び提言に関すること。
- (2) 新富町男女共同参画計画の推進状況に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、委員 10 人以内をもって構成し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委嘱後の最初の懇話会は町長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、まちおこし政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

新富町男女共同参画推進懇話会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	阿部 和義	新富町体育協会
副 会 長	斉田 和子	商工会女性部
委 員	橋口 澄子	地域婦人連絡協議会
委 員	出口 清子	農村女性アドバイザー
委 員	安積 一仁	やっど新富
委 員	山田信一郎	P T A連絡協議会
委 員	小見山真理子	母子保健推進委員
委 員	川上 喜義	若者連絡協議会
委 員	石黒 良一	特定非営利活動法人 みやざきみんなの家 理事長
委 員	井上 千佳	若者女性代表

(任期：平成25年2月13日～平成27年2月12日)

新富町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、新富町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新富町男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充て、副委員長は、まちおこし政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 委員会の事務を補助させるため、委員会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員会の必要な事項について調査、研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、まちおこし政策課企画政策グループ補佐をもって充てる。
- 5 幹事は、町長が職員の中から10人以内を任命する。
- 6 幹事長は、会務を総理し、その議長となる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、委員長の名を受けて必要に応じて幹事長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちおこし政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

別表 (第3条関係)

役 職	職 名
会 長	副 町 長
副 会 長	まちおこし政策課長
委 員	教 育 長
委 員	総務財政課長
委 員	防災基地対策課長
委 員	税 務 課 長
委 員	町民こども課長
委 員	いきいき健康課長
委 員	福 祉 課 長
委 員	農業振興課長
委 員	都市建設課長
委 員	環境水道課長
委 員	会 計 課 長
委 員	教育総務課長
委 員	生涯学習課長
委 員	農業委員会事務局長
委 員	議 会 事 務 局 長